

緑の募金による学校林・学校緑化に対する助成金交付要領

1 目的

この要領は、(公財)石川県緑化推進委員会(以下「県緑推」という。)が、学校教育活動の一環として行う学校林の経営管理活動(以下「学校林」という。)又は学校敷地及びその周辺に草木を栽培・管理する活動(以下「学校緑化」という。)に対して助成金を交付するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成対象事業

助成対象事業は、助成金の合計が概ね30,000円以上の学校林又は学校緑化に関する事業で、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 学校林

① 山地植栽

当該学校が管理する山地に、樹木を植栽する事業

ただし、借地や分収造林等の場合は適正な契約が締結されているものに限る

② 補植

山地植栽をして2年未満のもので、病虫害・降雪等により苗木が被害を受け、補植が必要となった時に実施する事業

③ 管理

枝打ち、下刈り、雪起こし、作業道開設等、学校林の管理に必要な事業

(2) 学校緑化

① 校庭管理

樹木の剪定(消毒、雪吊りを除く)及び花壇の整備等校庭の管理(除草を除く)に必要な作業を実施する事業

② 校庭植樹

校庭に望ましい教育環境の整備、又は児童・生徒の学習活動に資することを目的として行う植樹事業

3 助成金限度額の算定方法

助成金限度額は、学校林、学校緑化それぞれ100,000円以内とし、毎年度予算の範囲内で決定する。

(1) 学校林

① 山地植栽

10アール当たり50,000円以内

② 補植

植栽する樹種に関係なく、苗木代金の8割以内

③ 管理

1ヘクタール当たり、1回50,000円以内、対象回数は、年2回以内

(2) 学校緑化

① 校庭管理

管理の種類(樹木の剪定(消毒、雪吊りを除く)及び花壇の整備等)に関係なく1回50,000円以内、対象回数は、年2回以内

② 校庭植樹

1回100,000円以内

4 助成金の交付手続き

この助成金は、次の手続きにより交付するものとする。

(1) 事業認定申請書の提出

助成金の交付を受けようとする学校は、事業認定申請書（別記第1号様式）を県緑推へ提出するものとする。

(2) 助成金の決定通知

事業申請に基づき、県緑推は事業認定（交付決定）を行い、交付決定額及び事業実施に当たっての条件等を、申請者に通知するものとする。

(3) 助成金の交付

申請者は、交付決定通知書を受領したときは、すみやかに交付金請求額、事業計画、交付希望時期及び振込先を記載した請求書（別記第3号様式）を県緑推へ提出するものとする。

(4) 事業実績報告書の提出

① 事業の実施校は、事業が完了した後すみやかに、実績報告書（別記第4号様式）を、県緑推へ提出するものとする。

② 実績報告書を提出する際、苗木、資材等の購入先の領収書（又は請求書）の写しを添付するとともに、樹木の植栽を伴う場合については、樹種ごとの本数・単価を報告するものとする。

(5) 事業変更計画書の提出

事業の実施校は、助成金の交付決定通知を受けた後、事業計画について次の変更が必要となった場合は、変更内容等を記載した事業変更計画書を、県緑推へ提出するものとする。

ア 計画した事業を廃止しようとする場合

イ 計画した事業の内容を著しく変更しようとする場合

5 事業実施上の留意事項

(1) 当該年度内に完了しない事業については、原則として助成対象としないものとする。

(2) 学校林は、植林地の状況、学校林の規模等に応じて、学校ごとに妥当な整備計画等を定め、教育効果が上がるようにすること。

(3) 学校緑化は、児童・生徒の自発的な活動を中心に長期的な計画を立案することが望ましく、事業の性質上、保護者や地域の協力が得られるよう十分配慮すること。

附 則

この要領は、平成28年度から施行する。

この要領は、令和4年度から施行する。